（光ディスク等による手続）

第百四十六条　次の各号に掲げる届書については、それぞれ当該各号に掲げる届書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。）及び職業安定局長が定める様式による総括票をもつて、当該各号に掲げる届書に代えることができる。

一　資格取得届

二　資格喪失届

三　転勤届

２　前項の規定により同項各号に掲げる届書に代えて光ディスク等及び同項に規定する総括票が提出される場合においては、当該光ディスク等及び当該総括票は当該届書とみなす。

様式第二号から様式第四号まで　削除

様式第四号の二及び様式第三十五号から様式第三十七号までを削る。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和八年六月十四日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）様式第二号及び様式第二号の二による雇用保険被保険者資格取得届、旧雇保則様式第四号及び様式第四号の二による雇用保険被保険者資格喪失届並びに旧雇保則様式第三十五号による雇用保険被保険者転勤届光ディスク等提出用総括票、旧雇保則様式第三十六号による雇用保険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用総括票及び旧雇保則様式第三十七号による雇用保険被保険者転勤届光ディスク等提出用総括票は、それぞれ、この省令による改正後の雇用保険法施行規則（以下「新雇保則」という。）第六条第一項に規定する雇用保険被保険者資格取得届、新雇保則第七条第一項に規定する雇用保険被保険者資格喪失届及び新雇保則第百四十六条第一項に規定する総括票とみなす。

３　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（光ディスク等による手続）

第百四十六条　次の各号に掲げる届書については、それぞれ当該各号に掲げる届書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。）及び当該各号に掲げる届書の区分に応じ当該各号に定める書類をもつて、当該各号に掲げる届書に代えることができる。

一　資格取得届　雇用保険被保険者資格取得届光ディスク等提出用総括票（様式第三十五号）

二　資格喪失届　雇用保険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用総括票（様式第三十六号）

三　転勤届　雇用保険被保険者転勤届光ディスク等提出用総括票（様式第三十七号）

２　前項の規定により同項各号に掲げる届書に代えて光ディスク等及び同項各号に定める書類が提出される場合においては、当該光ディスク等及び当該書類は当該届書とみなす。

法規的告示

○デジタル庁・総務省告示第二十六号

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、個人番号カード等に関する技術的基準及び認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の一部を改正する件を次のように定める。

令和八年六月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　林　芳正

個人番号カード等に関する技術的基準及び認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の一部を改正する件

（個人番号カード等に関する技術的基準の一部改正）

第一条　個人番号カード等に関する技術的基準（平成二十七年総務省告示第三百十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分と二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第１　用語の定義 この技術的基準において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「令」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定	第１　用語の定義 この技術的基準において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「令」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定